

飼料安全法における温室効果ガス抑制資材の取扱い（案）

1 背景

- （１）みどりの食料システム戦略では、温室効果ガス（GHG：Greenhouse Gas）の削減効果が高い飼料の開発に取り組むこととしている。
- （２）飼料原料である脂肪酸カルシウムは、牛のおくび（ゲップ）中のメタンガス（GHG の一つ）の削減に効果があると言われている。また、諸外国では、同様の効果がある化学物質について安全評価の手続きが進んでいる。
- （３）今後、このような用途で飼料に添加する資材の普及が見込まれることから、飼料安全法における取扱いを明確にする必要がある。

2 対応

- （１）GHG 削減を目的で飼料に添加する資材の取扱い

飼料安全法（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に基づく飼料添加物とは、①から③までの用途に供することを目的に飼料の添加等に用いられるものと定められている。

- ① 飼料の品質の低下の防止
- ② 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給
- ③ 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進

このうち、②の「その他の有効成分の補給」とは、畜産及び水産振興上必要な用途に使用されるものとされており、色調強化剤が該当する。

牛のおくび等に含まれる GHG 削減も、畜産振興上必要な用途と考えられる。このため、上述の用途を目的に飼料に添加するものは、飼料添加物と整理する。

- （２）GHG 削減が副次的な目的として期待される飼料原料（脂肪酸カルシウム等）の取扱い

法第 2 条第 2 項に基づく飼料とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用されるものと定められている。

とうもろこし及びアルファルファミールは、家畜等の栄養に供することを目的とした飼料として広く利用されている。

一方で、これらに含まれる成分が卵黄の色調に与える効果も期待されていることから、専ら、その効果を期待して給与される場合もあるが、飼料添加物としては指定されていないところ。

このため、GHG 削減効果が期待される飼料原料（脂肪酸カルシウム等）についても、第一義的には家畜等の栄養に供することを目的として使用されるものであることから、とうもろこし等と同様に飼料原料として取扱うこととする。

3 今後の予定

GHG 削減を目的とする飼料添加物の判断基準を飼料添加物効果安全小委員会において御審議いただく。時期は、令和4年の春を目指して調整中。